

# 平成17年改正における保険料段階の見直し①（新第2段階の創設）

$$\text{（個人の保険料額）} = \text{（各市町村ごとの保険料基準額）} \times \text{（割合）}$$

## ○第2期（平成15年度～17年度）の保険料段階



## ○第3期（平成18年度～20年度）の保険料段階



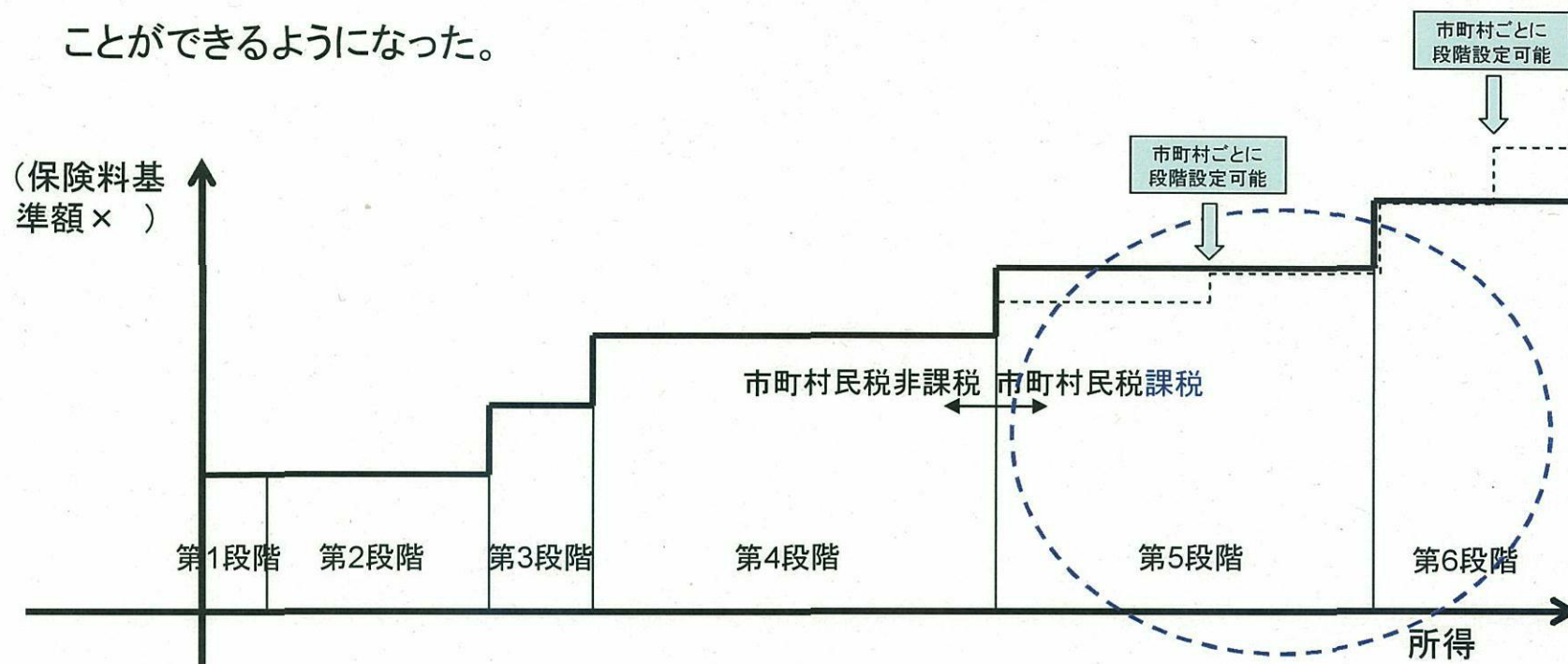
※第2段階対象者…市町村民税世帯非課税で年金収入が80万円以下の者など  
 第3段階対象者…市町村民税世帯非課税で第2段階に当たらない者

## 平成17年改正における保険料段階の見直し②（段階区分設定の弾力化）

### ○ 保険料の段階区分設定の弾力化

制度改正前は市町村民税が課税されている層は原則2区分（市町村の裁量により最大3区分）

→ 制度改正後は、市町村が被保険者の所得状況に応じ、きめ細かな保険料段階の設定を行うことができるようになった。



# 公的年金受給者(65歳以上夫婦世帯)の場合の個人住民税均等割非課税限度額

- 公的年金等控除の縮小[140万円→120万円] (平成16年度改正)
- 高齢者の非課税限度額の廃止 (平成17年度改正)

(平成18年度分以後の個人住民税について適用)

平成17年度	266.6万円
平成18年度	生活保護1級地－211.0万円 生活保護2級地－201.9万円 生活保護3級地－192.8万円

級地制度は、生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度  
 1級地…大都市及びその周辺  
 (23区、政令指定都市、3大都市圏の大きな市等)  
 2級地…県庁所在地をはじめとする中都市  
 3級地…その他の市町村

## 公的年金受給者(65歳以上夫婦世帯)の個人住民税均等割非課税限度額の計算式

平成17年度

$$\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \leq \text{高齢者非課税限度額(125万円)}$$

(最低保障額140万円)

平成18年度

$$\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \leq \text{(世帯人数)} \times \text{35万円} + \text{21万円 (1級地)}$$

(1級地では211.0万円)

$$\text{(最低保障額120万円)}$$

$$31.5\text{万円} \times 2\text{人} + 18.9\text{万円 (2級地)}$$

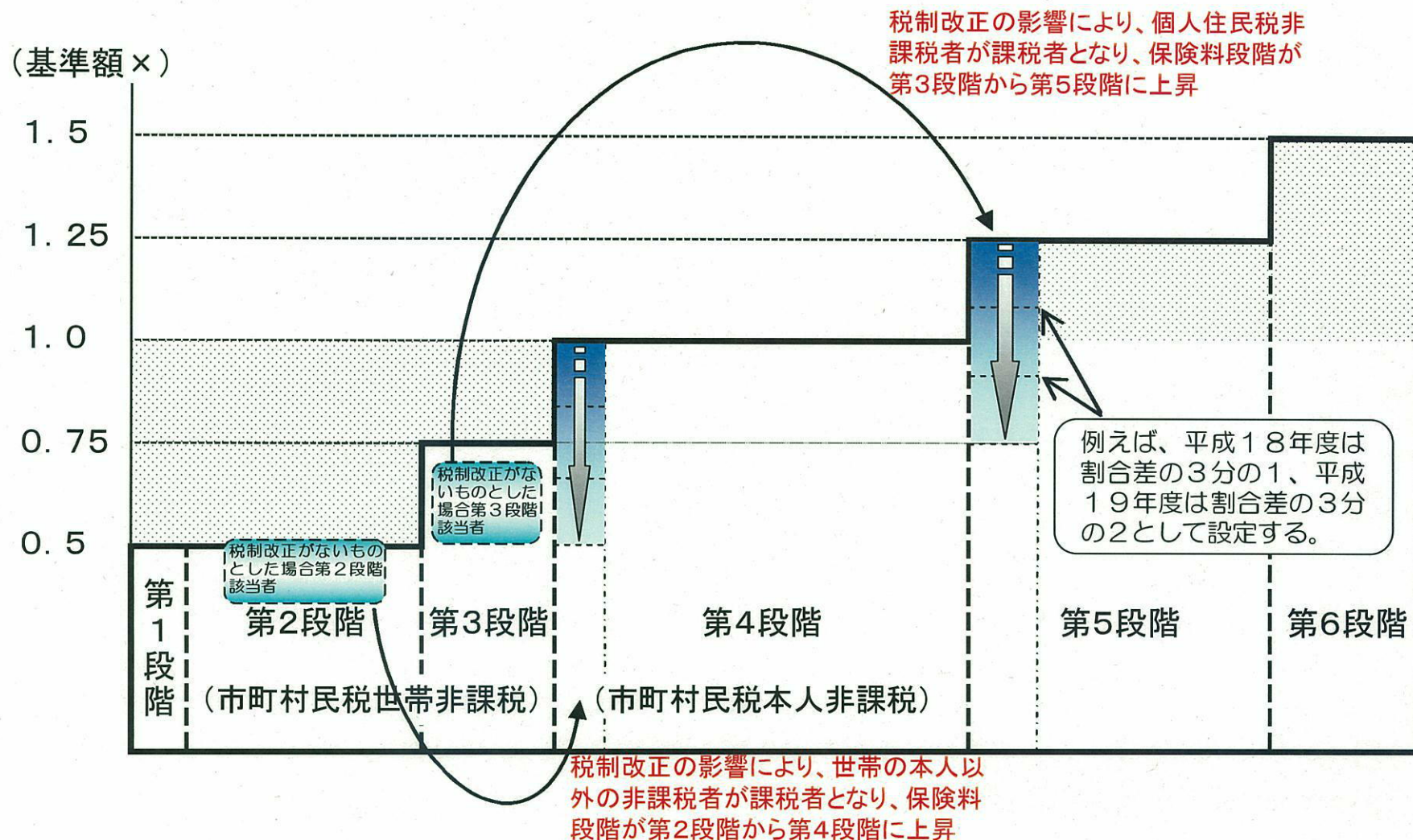
$$28\text{万円} \times 2\text{人} + 16.8\text{万円 (3級地)}$$

# 税制改正の影響と激変緩和措置について

## 《保険料基準額に乗じる割合の設定について》

激変緩和措置対象者については、平成18年度及び平成19年度において、保険料基準額に乗じる割合を引き下げることができることとする。

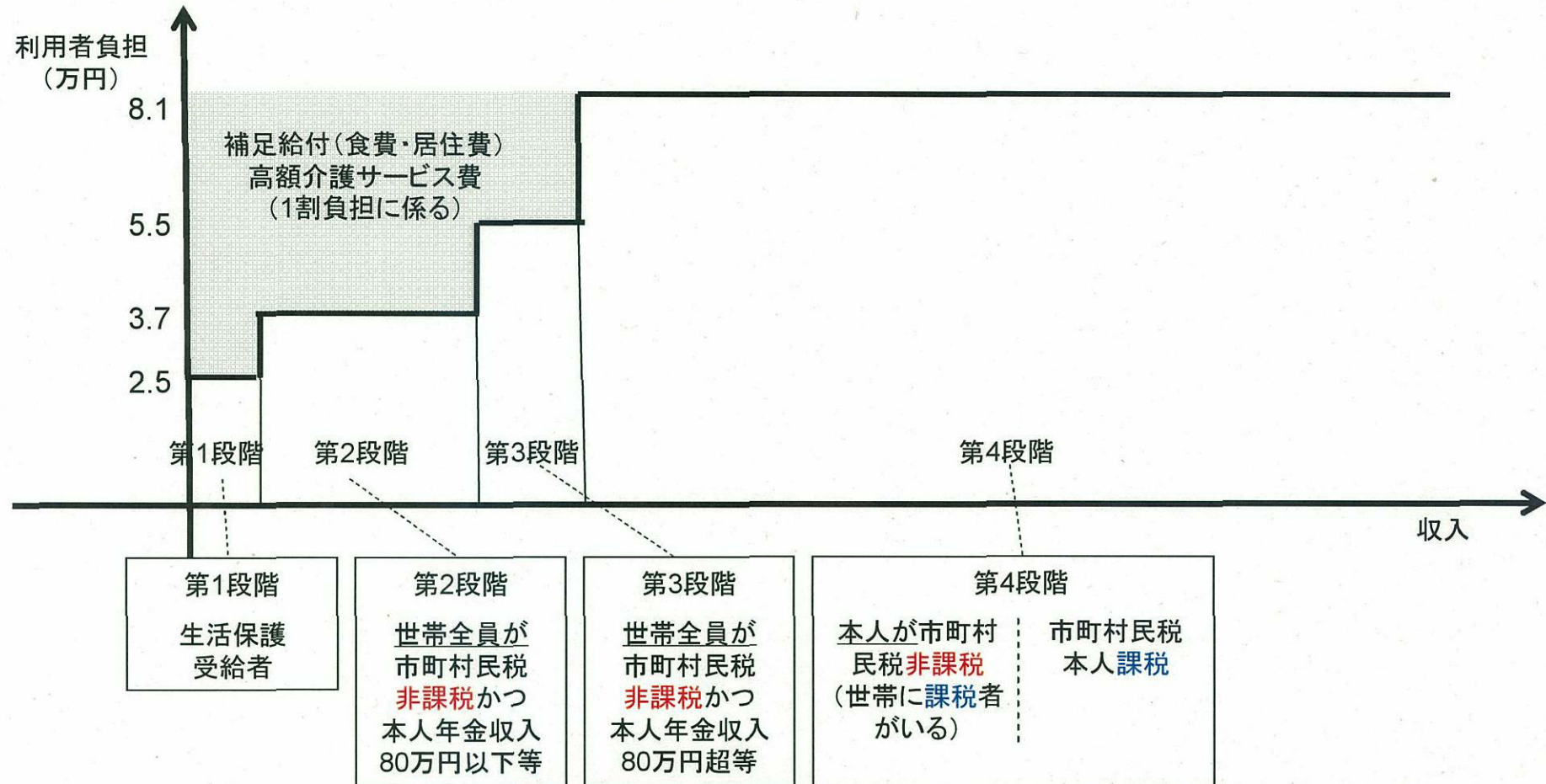
### ○設定イメージ（激変緩和措置対象者は抜粋）



# 介護保険施設の利用者負担について

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所する要介護者は、原則として施設サービスの費用の1割のほか、食費及び居住費を負担する。

〈夫が特別養護老人ホームの多床室に入っている場合〉



# 特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[平成17年10月以前] ⇒ [現 行]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に	
							居住費	食費
第1段階 例)生活保護受給者等	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階 例)年金80万円以下(年額)の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階 例)年金80万円超211万円以下(年額)の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階 例1)年金211万円超(年額)の者 例2)本人は非課税だが世帯に課税者がいる者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6	8.1 (13.1)	2.9 (2.9)	利用者と施設の契約により設定	
(参考)標準的なケース							1.0 (6.0)	4.2

利用者負担の上限を設定

注1) 表中の () 内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 平成17年10月以前の1割負担については、平成17年9月当時の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 例)は、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がない、夫婦(生活保護級地区分1級地)のケースを記載。

なお、年金211万円については、単身で、寡婦・寡夫の場合は年金245万円、その他の場合は年金155万円となる。

注5) 高齢者夫婦2人暮らしで一方がユニット型の個室に入る利用者負担第4段階の者であって、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となる場合には、第3段階とみなして負担軽減を図る。

注6) 税制改正に伴う利用者負担段階の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る激変緩和措置の対象者に関し、

(1) 利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、

(2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による軽減措置を適用し、その負担軽減を図る。